



## ごあいさつ

理事長 作花 知志

今年（2015年）の2月18日に、最高裁判所で大きな出来事がありました。それは、最高裁判所に係属していた2つの事件が、同時に最高裁判所の大法廷で審理されることが決定したのです。

その2つの事件とは、①女性にのみ6か月の再婚禁止期間を設けている民法733条が法の下での平等に違反しないかについての事件と、②夫婦同姓のみを定め、選択的夫婦別姓を認めていない民法と戸籍法の規定が、事実上女性を姓を変えることを強制されている社会的実態を生んでおり、やはり法の下での平等に違反しないかについての事件です。

このいずれの民法の規定も、法律に設けられたのは19世紀であり明治時代でありました。現在の憲法ではなく、明治憲法の時代です。そしてそれは、いわゆる「家制度」の時代でした。①の女性にのみ6か月の再婚禁止期間を設ける理由について、当時の立法過程の記録上には、「前の家の夫と離婚した女性が、その前の夫の子供を妊娠していないかは、離婚から6か月経たないと外観からは判断つかない。」という説明が出てきます。それはまさに「家」を守る思想であり、同時に女性蔑視の思想でありました。②の夫婦同姓も同じですね。かつては家に入る女性が、当然にその家の姓を名乗っていたのです。その名残が、現在の法律下でも残っており、別姓を希望する女性にとっては、「結婚」が当然に姓を変えることを意味するようになってい

るのです。

冒頭で紹介した、2月18日に最高裁判所が2つの事件を大法廷で審理することを決めたということは、憲法判断がされる可能性が高くなった、ということの意味します。そこでされるであろう憲法判断とは、「『家制度』の下における法律の規定が、21世紀の現代において、憲法に照らしてどのような評価がされるべきか」というものになります。憲法そのものは紙に書かれた活字ではありますが、21世紀という新しい時代における新しい意味が、憲法に与えられることになるのです。

5月に予定されている福祉オンブズおかやまの定期総会後の講演では、近時大きく取り上げられることが多くなっている、いわゆる「無戸籍問題」を取り上げる予定です。その無戸籍問題も、やはり明治時代の「家制度」の下で制定された、民法の「嫡出推定」の規定が生んでい

る悲劇なのです。私たちに求められていることは、憲法や法律を、時代の変化や社会の変化を通して読み解く、という姿勢なのだと思います。そして憲法に新しい意味が与えられるとき、そこには必ずその理由となる事実があるはずで

す。正義や公平を促す社会的事実です。NPOとなった福祉オンブズおかやまも、その正義や公平を促す活動の一翼を担っていきたい、と願っております。

# 2014 年度人権・福祉講座『活字としての憲法・生きている憲法』

本年3月7日にゆうあいセンター研修室にて、人権・福祉講座が行われました。今回の講座は、『活字としての憲法・生きている憲法』と題し、当法人理事長である弁護士作花知志さんが講演なさいました。

福祉オンブズおかやまは、社会福祉サービスに関わる人たちの人権擁護を目的としていますが、その基本となる憲法について作花さんよりお話いただきました。以下に講演の概要をご報告します。

## 第1 憲法の役割、弁護士の役割

### 1 憲法の役割

- ・私のブログで「法の支配」のことを触れています。ですが、そのブログを見てくれている人たちから「法の支配とは何だ?」「憲法の解釈を変えることを今の内閣も言っているが、人が解釈して変わるなら人の支配と同じではないか?」と質問があります。
- ・私がとても好きな記事を引用することから、今日のお話を始めたいと思います。
- ・オバマが大統領に選ばれた2008年の選挙の際の朝日新聞の記事ですが、そこにはある地方の散髪屋を営む男性の話が掲載されていました。初めて黒人大統領が選ばれるのではないかと言われていたその選挙においてその男性は「この国は虹のようなものだ。いろいろな色があり、決して交わろうとしない。でもだからこそ美しいんだ。」と言われたそうです。
- ・私はこれこそが法の支配のことだと思います。いろんな人が、いろんな意味を与える。多様な色を与えられれば与えられるほど法の支配の意味がある。憲法の一つの字に一つの意味しか与えなかったら、人による支配と変わらない。いろんな人が多様な考え方を与えるから、社会が動きたい方向に動いていく。

### 2 憲法と三権分立～「人権を守る」とは～

- |  |
|--|
| <p>①国会において成立した法律の正当性は、いかなることにより根拠づけられるか。法律の正当性が認められるにもかかわらず、憲法81条が裁判所に法律に対する違憲審査権を付与しているのはなぜか。</p> <p>②司法権の独立とは何か。憲法76条3項が、裁判官は良心に従い独立してその職務を行い、憲法及び法律にのみ拘束される、としている趣旨は何か。</p> |
|--|

- ・国会による法律はどうやって決めるかというと、多数決で議員を決めていく。多数決で決まった議員が、さらに多数決で決めていく。国会における意見は多数意見の現れである。
- ・1人の国会議員がその法律は私の信条に反すると、裁判所に憲法違反だと申し出て、それが認められれば、その法律は効力を失う。社会においては多数決で決められないことがある。
- ・多数決で人に押し付けることができないというのが憲法の人権で言っていること。

- ・司法の独立が、憲法で言われている。
- ・私が司法修習生だった頃、前任の裁判官が認定された前提で裁判の方針を決めたら、指導官に指摘を受けた。裁判官は、憲法と法律と自己の良心にのみ拘束されるとあるが、前任の裁判官に拘束されるとどこにあるのと。これが司法の独立の意味です。

- ・『ミスターソウルマン』(Soulman) という 1986 年の映画があります。
- ・その映画のストーリーは、ハーバード大学法学部に受かった白人学生が、親から経済的援助をされないとされたところからはじまります。そこで、黒人なら奨学金が得られることを知り、黒人の変装をして大学に通うことになりました。そこで、アパートの大家から人種差別を受けたり、黒人だからとパトカーに追い掛け回されたりしました。
- ・そして映画の中盤で返送がばれます。その懲罰委員長は、主人公の法学の指導教官でした。そこで、大学に残るか、退学するかという場面がありますが、そこを紹介したいと思います。

教授「私は君のような人が法律家には必要だと思う。黒人として生活をし、黒人が普段の生活でいかなる思いをしているかを肌で知っている白人が、法律家には必要だ。」

学生「いいえ。」

教授「何だって?。」

学生「私は、黒人の方々から差別をされたことで、思われていること、感じていることについて、私が黒人の方々と同じ思いをしたとは言えないと思います。なぜならば、私は白人であるにもかかわらず、肌の色を黒くし、単に黒人のふりをして生活していただけです。もし私が、黒人としての生活がいやになれば、いつだってそこから逃げ出すことができました。だから、私が受けた感情は、黒人の方々日々受けている感情と同じものではありません。」

教授「君は、私が考えていたよりもずっと多くのことを学んだようだ。」

- ・この教授はこの学生に厳しいことを言うわけであります。どのように償うつもりなんだと。ただ一つだけよかったことがあったと教授が言います。それは、黒人の気持ちを知る白人の弁護士となることができるからだ。それに対して、主人公はノーと言いました。私は、黒人の生活が嫌だと思ったらいつでも白人に戻れる、同じ気持ちを感じたわけではないというわけです。
- ・憲法という客観的な法を作って、不完全な人が決して少数派の人の気持ちを考えないような権限を乱用しない仕組みを作っている。

### 3 弁護士の役割

- ・事例を通じて、弁護士の役割を紹介します。

①弁護士Aが担当していた殺人事件で警察署に接見に行くと、被告人が「本当は殺したんだけど、殺していない、と主張して無罪になりたい。裁判でもそう主張してほしい。」と言った場合、弁護士Aとしては、いかなる対応をすることが望ましいか。

②①の事件で、被告人からの告白を受けた後、弁護士Aは、被告人が被害者を殺した後遺体を埋めたという山林に行き、該当場所をスコップで掘ってみると、被害者の遺体が発見された。弁護士Aとしては、いかなる対応をすることが望ましいか。

- ・捕まった人の自白があるわけです。これを秘密の曝露というんですけれども誰も知らないけれども、犯罪事実の根拠が自白から見つかった。自白は信用できる。
- ・弁護士は、これは事実でしょうと、有罪の人を無罪にすることはできませんと言っていいのか。
- ・裁判は、決して裁判官だけが行っているわけでない。検察官も起訴をするわけですからけれども、それは犯罪をしたのは明らかであるとの方向で光をあてる。弁護人は、弁護人の立場から光をあてる。
- ・迅速にしようと思えば、こんな面倒なことはしない。時間をかけてでも過ちが起きないようにした。それは、人類が経験して学んだことです。
- ・自白があって、有罪ではないかと判断することは、法曹三者の役割で言うと裁判官のする役割であって、弁護人の役割ではない。
- ・弁護士は、被告人の方向から光をあてる
- ・さっきの事例ですが、捕まっている人は100%犯人かという、疑いはあるわけです。他人をかばっている可能性もあるからです。
- ・検察官の証拠では有罪にするには足りないと言主張することがそうです。これは、法曹倫理の典型ケースとなります。

## 第2 人権の種類と司法権による救済

### 1 フランス・新聞社襲撃事件と表現の自由

- ・本年1月7日（現地時間）、フランスの新聞社が宗教をバカにするような漫画を新聞に載せたということで襲撃を受けました。
- ・表現の自由はどうあるべきでしょうか。ある新聞に載ってた意見で、ある政治学者が特定の宗教を批判するような表現は表現の自由の範囲外ではないかとありました。
- ・以前、猥褻物の頒布に関する裁判がありました。何が猥褻物で、何が芸術かというのが問われたんですね。

- ・伊藤正巳元最高裁判官が同じようなことを言っています。猥褻物の中でも性的刺激を与えることのみを目的としている物は、とても表現の自由の保障の範囲内にあるわけではないとする個別意見で書かれたことがあるんですね。
- ・それがきっかけになって憲法学会では、非常に大きな議論がされました。
- ・ですが、憲法学会の多数はそのように考えていません。「これは表現の自由に当てはまらない」としてしまうと、たとえば行政や内閣がある政策を遂行しようとしてそれを反対する人たちのデモ行進を表現の自由の保障に入らないと判断したならば、そのことで簡単に規制ができてしまう。
- ・「こういう立法がいいのではないか」と社会に促すことが民主制のプロセスであり、それを支えるのが表現の自由なんです。選挙権もそうなんですけれども。
- ・「このような邪悪な表現は、表現の自由の保障にあてはまらない」ということで簡単に規制されることならば、民主制のプロセスを潰されてしまうことになります。
- ・アメリカの著名な裁判官であるホームズ裁判官は、「思想の自由市場論」という考えを提言されています。
- ・国家がすべきなのは、規制する自由を見出すことではない、思想が自由に表現でき、お互いの内容を自由な議論ができる場を設けることであると言いました。

## 2 生存権～学生無年金事件～

- ・20歳すぎた学生であっても、なくても国民年金に強制加入ということで保険料を払われていると思います。ですが、昔は大学生は強制加入じゃなかったんですよ。
- ・昔は任意加入という時代がずっと続いていました。そうすると昔の大学生は、国民年金に入らずに事故に遭ってしまい社会保障を受けられなかった人がいます。
- ・強制加入の学生以外の人達は事故にあったら障害年金を受けられるのに、大学生であったために年金が受けられない。これがそもそも法のもとの平等、つまり国の社会権立法として許されるのかを問われた裁判であります。
- ・これは歴史的な話しになるんですけども、昔は大学生は特権階級だったわけです。民法学者の我妻 榮（わがつま さかえ）先生という方がおられました。我妻先生の本を読んでいると大学の学年末試験の準備のために友人と箱根の温泉の旅館に泊まりこんで勉強する、そんな貴族のような話が出てきます。昔の貴族のような大学生の時代がありました。そんな時代を念頭においた法律が、20世紀後半から21世紀にかけて、まだこんな法律があったのかと、というのが問題になったのがこの学生無年金問題であります。
- ・昭和60年代に社会的要請を受けて法改正が1回されたんですけども、それでもやはり大学生は任意加入のままでした。
- ・広島と新潟と東京で3つの地方裁判所で、この状態は憲法違反であるという画期的な判決が立て続けに出てきて話題になりました。
- ・なぜ画期的かということ、生存権

- ・人権というのは憲法によって与えられたものでも国家によって与えられたものでもなく人が人として生まれてきて当然有するのが人権であり、国家は人権を守るために人々が寝ている間にパトロールだけをしてくれればいい（夜警国家）という考えがありました。これが「国家からの自由」という人権の初期の概念です。
- ・時代の変遷によって人権概念というのは次の段階に入ります。どこに行くかというのですが「国家への自由」という人権があるのではないかと指摘がされるようになりました。これは何かというと選挙権なんですよ
- ・これは何が違うかという選挙権は国というものがあって、そのソサエティの活動に参加させてほしいとするものです。国を前提にしたのが「国家への自由」ではないか、というのが人権の歴史、人権の概念の発展の第二段階です。
- ・次にくるのが生存権であります。「国家による自由」となります。
- ・生存権というのは生活保護もそうなんですけれども、国というものが存在して、かつどういう人にもどのくらいの生活保護費を毎月与えるか・一人世帯と五人世帯ではどうするべきなのか？憲法 25 条の生存権だけからは当然出てこない。憲法は抽象的に生存権を保障しているだけであって、具体的内容は国会による立法によってはじめて具体化されます。
- ・第一段階に比べると国会の裁量が広いことになります。抽象的には憲法違反だと言えても、具体的にこの生活保護費が憲法違反しているとは言いにくい・立法裁量が性質上広いことになるので。だから福祉分野の憲法訴訟は難しい。
- ・その中でも、学生無年金問題が憲法違反であると 3 つの地裁が出したのは画期的なことでありました。
- ・その後、国が総力をあげて反論をして全国全部控訴をして、最高裁判所でこれは国会の裁量権の範囲内であるとされました。大学生が国民年金未加入で、たまたま事故が起きてしまっても、もちろん強制加入と社会保障費が違うかもしれないけれども、まだ憲法の逸脱はしていないという最高裁の判断でした。
- ・これを受けて憲法学者がどういっているかというと、「理屈上は分かる。でも生存権というのはやはり人が人として生きていく生活そのものの基盤を支えるような人権である。それにもかかわらず、国会の裁量をひろげていいのだろうか？」「私たちの憲法への光の当て方はこれでいいのだろうか？」
- ・もっと司法判断が、積極的におよぶ地方裁判所のような結果のほうががいいんじゃないかなあという憲法学者が出てきました。

### 第3 法のもとの平等と司法権による救済

#### 1 非嫡出子の相続分違憲訴訟について

- ・非嫡出子の相続分違憲訴訟が数年前に大きな動きがありました。
- ・今の六法には書いてない規定に民法900条4号がありました。昔、私が司法試験の勉強をしていた時にはありましたが・・・
- ・法律上の関係のある妻との間の子どもを嫡出子と、一方法律上の関係のない妻との子どもを非嫡出子と言います。昔、民法900条4号の但し書き相続分によれば、非嫡出子の相続分は嫡出子の半分とありました。
- ・これが、自分が生まれたときの父親が婚姻関係にあるのか婚姻関係にないのかは、どんなに努力をしても決して変えられないにも関わらず、それによって相続分を半分にするのはおかしいのではないか。
- ・実を言うところの民法の規定ができたのは明治時代、今の憲法ができるずっと昔の家制度の時代であります。
- ・家そのものを守るために、という時代にできたのがこの規定であったわけであります。後にできた日本国憲法の法のもとの平等という規定に適合しているのか？が争われたわけであります。
- ・最高裁が平成7年に判断しましたが、これは憲法違反ではないといったわけです。

#### 最高裁大法廷平成7年7月5日決定

「民法900条4号ただし書き前段の規定の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、他方、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に嫡出子の二分の一の法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものであって、現行民法が法律婚主義を採用している以上、その立法理由には合理的な根拠があり、非嫡出子の法定相続分を二分の一としたことが右立法理由との関連において著しく不合理であり、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものといふことはできない。」

- ・この相続規定はまず法律上の家族というものを守ろうとする、さらによると非嫡出子の人達にも半分の相続を与えることで非嫡出子の保護も図っている、だから、まだ国会の裁量の範囲内であり、そのような法律を作ったからと言って、憲法違反ではない、となったわけです。
- ・これに対して、全国の弁護士がこの判断がおかしいと徹底的に上告をしたわけです。ところが、最高裁の判断があるので、全国の裁判所では負けてしまいました。
- ・最初は最高裁の結果を支持する結果が出ていたわけですが、だんだん憲法違反ではないかという裁判官が出てきました。
- ・実は、平成7年の決定は興味深かったのです。15人の裁判官のうち10人が憲法違反でない、残り5人は違反であるとしたのです。つまり、全員一致ではなかったのです。

- ・その憲法違反だと言った裁判官が全員弁護士出身の裁判官でした。裁判官出身の最高裁判事は全員憲法違反ではないと言いました。ですが、裁判官の中が揺れてきました。
- ・平成 25 年に憲法違反であるという結果が最高裁で出たわけであります。

#### 最高裁大法廷平成 25 年 9 月 4 日決定

①戦後、日本では家族の形や結婚、家族に対する意識が多様化していること、②法定相続分の平等化の問題も早くから意識され、平等とする旨の法改正案が作成されるなど、法改正準備が進められたこと。その法案の国会提出には至らず、改正は実現していないが、民法の規定の合理性は、個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らし、非嫡出子の権利が不当に侵害されているか否か、という観点から判断されるべき法的問題であること、③国連の委員会は、日本の差別的規定を問題にして、法改正の勧告等を繰り返してきたこと、④海外でも 1960 年代から相続差別廃止が進んだこと。子が自ら選び、正せない事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されない、との考えが確立されてきていること、⑤以上を総合すれば、遅くとも本件の相続が開始した 2001 年 7 月当時、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と非嫡出子の法定相続分を区別する合理的根拠は失われており、規定は憲法 14 条 1 項に違反していたというべきである。

- ・というのがちょうど 2 年前に出た最高裁の新しい判決であります。

## 2 女性の再婚禁止期間立法不作為訴訟について

- ・この非嫡出子の規定と書かれた時期に書かれたものが女性の再婚禁止期間であります。
- ・離婚後、男性はすぐに再婚が出来るんですけども、女性にはできません。
- ・女性がすぐに再婚することの何が問題かと言うと、生まれてくる子どもが誰の子なのか？と言う嫡出子推定の問題があるからです。
- ・その嫡出子推定をする規定が民法 772 条にあります。

### 民法 772 条

1 項「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」

2 項「婚姻成立の日から 200 日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」

- ・どのように推定するかというと、ある男性との離婚後 300 日以内に生まれた子はそれまで結婚していた男性の子であると推定するという規定がまずあります。
- ・さらに女性は再婚をして 200 日経過したあとの生まれた子というのは、後で結婚した男性の子と推定します。
- ・すぐに再婚してしまうと、この 300 日と 200 日が重なることから再婚禁止期間が設けられたとされ



ています。

- ・民法では再婚禁止を 180 日としています。重なってしまうのは 100 日だけなんですよ。
  - ・再婚禁止期間を設けるならば 100 日設ければ嫡出推定ができるにも関わらず、あえて 180 日としたのはなぜだというのが一つの問題であります。
  - ・これは明治時代の家制度の規定であります。前の家の嫁だった女性が離婚して、後の家に再び嫁として入る 100 日だけだと女性の場合、外観からは、その人が妊娠しているかどうかはつきり分からない。後から嫁に入る家が妊娠しているかを分かるために 180 日にしたと言うのが一つの理由です。
  - ・もう一つは明確には言われていないんですけども、女性が離婚をしてすぐに再婚をするとは何事かという倫理的な意味もあったのではないかとされています。
  - ・世界中に再婚禁止期間を設けている国はまだあるんですよ。そのほとんどがキリスト教の国なんです。
  - ・なぜかと言うとキリスト教が離婚を禁止していたんですよ。
  - ・離婚を禁止していたキリスト教が許すようになったので、逆に結婚がうまくいかなかったという反省期間として、期間を法律で決めているという国はあります。
  - ・そういう国はですね男女平等に決めているんです。男の人も再婚をしてはいけない。
  - ・女性にだけ再婚禁止期間という国〈韓国〉などはあるんですけども、現在ではそのほとんどが改正して無くしています。日本の民法はある意味、世界的にも非常に稀有な遺産のようなものです。
  - ・かつて女性にだけ再婚禁止期間を設けていた国はどんどんそれを無くしたその理由はなにかと言うと、国際人権条約の機関からそれは女性差別だという意見を受けて改正しているんですよ。
  - ・民法の「女性の再婚禁止期間」は条約違反であるとされているんですけども日本だけ変えていません。
  - ・非嫡出子の相続を見直した最高裁大法廷平成 25 年 9 月 4 日決定を見ると、再婚禁止にも当てはまるんですよ。
  - ・再婚禁止規定については、平成 7 年に判決が出ているんですけども、今度新しい判断が出る可能性があります。
- 
- ・もう一つ興味深い裁判を福岡でしています。
  - ・公立女子大学に男性が入学することに関する裁判です。
  - ・ここではアファーマティブアクションについて問われています。
  - ・これは何かと言いますと、有名なのはアメリカの取り組みです。
  - ・アメリカは黒人を奴隷として扱ってきました。黒人の方々の社会的地位を回復するための取り組みのことです。例えば大学の入学定員が 100 人ならば、そのうち 5 人は黒人を取らないといけないとすることで、黒人の入学を保証するのです。これが積極的是正といわれるものです。
  - ・1970 年代にカリフォルニア州立大学の入学定員の一定枠を黒人枠としていました。受験して不合格になった白人男性が、黒人枠で合格した人よりもいい点をとっていたわけですから、そこで、黒人だったら合格できた、自分は白人だったから入れなかったと、これは憲法違反だと主張して最高裁に訴えたことがありました。

- ・アファーマティブアクションを白人の側から見ると逆差別と捉えることになります。平等でないといけなのに、自分は黒人ではないので差別を受ける。黒人を差別しているその時代にアファーマティブアクションをするなら、まだ分かる。原告である男性は、公民権運動時代に平等でないといけなしとの教育を受けてきました。黒人差別をしてない私が差別をうけないといけなしのかという主張でした。
- ・アファーマティブアクション肯定派はそれでも必要だと言います。大学に進学している学生の親の年収は非常に高いわけです。親の年収のおかげで子どもはいい教育を受けることができた。
- ・黒人側から言わせると、代々差別を受けてきて、スラム街に住んでみたり、低所得者だったり、どこかで社会的転換を図らないとずっとそれが続くではないかと、だから今でもアファーマティブアクションは必要なんだと肯定派は主張します。
- ・アメリカの判例法はどうなっているかと申しますと、大学入学の選抜に置いて「彼は部活動を頑張ったひとだから入れたい」と「かれは成績優秀だから」というように「彼はマイノリティに所属しているから」というのは、選抜の一要素として考慮に入れることは許されるが、黒人しか入れない枠を作るはもはや許されない、となりました。
- ・黒人の社会進出を図るといふ目的は憲法に適合しているが、手段として枠を作ってしまうことは憲法は許していない。
- ・その判例法を前提にすると、公立女子大学は許されるのか、という問題になるわけです。
- ・女子大学と言うのは戦前は男性しか大学に行っていなかったことから、戦後・お茶の水女子大とか女性の大学教育の保障をしようとしたのが女子大学ですけれども、今は短大を含めると、男女の進学率はまったく同じなんです。
- ・この原告は、管理栄養士になりたいとの希望があります。大学を出ないと管理栄養士の国家資格は受けられません。ところが、ほとんど女子大学にしか管理栄養士になるためのコースがありません。
- ・男女共同参画立法が80年代90年代に進んでいたわけです。昔は女性だけだった中学校での家庭科ですが、1992年から男女ともに受けるようになりました。
- ・そのプロセスのなかで九州に三つあった公立女子大のうち二つが共学になりました。そして残りが今回の問題となっている女子大学です。
- ・栄養士になりたい男性が、あなたは男性だから入れないというのは果たして許されるのか？

#### 第4 活字としての憲法・生きている憲法

##### 1 「法の解釈」が行われるのはなぜか

- ・法律と言うのは社会の正義、社会の公平の目的を達成するための手段にすぎないから社会の公平感が変わったら、法律に与えられる意味は変わります。
- ・その意味が変わる、解釈を促す存在は何かとの説明をサンテグジュペリの『星の王子様』の紹介でしたいと思います。

サン＝テクジュペリ『星の王子さま』（新潮文庫、2006年）117頁以下

○それから王子さまは眠ってしまったので、僕はそっと抱きあげて、また歩きだした。

僕は胸がいっぱいだった。自分が、壊れやすい宝物を抱いているような気がした。地球の上に、これ以上壊れやすい宝物はないような気さえした。月の光のなかで、僕はその白い額を、閉じた目を、風に震える髪の房を、見つめた。そして思った。「こうして今見ているものも、表面の部分でしかないんだ。いちばん大事なものは、目には見えない。」

○「地球の人たちって」と王子さまが言った。「ひとつの庭園に、五千もバラを植えているよ。それなのに、さがしているものを見つけられない。」

「見つけられないね」僕は答えた。

「だけどそれは、たった一輪のバラや、ほんの少しの水のなかに、あるのかもしれないよね。」

「ほんとうだね」僕は答えた。

王子さまは言いたした。

「でも目では見えないんだ。心でさがさなくちゃ。」

- ・数年前に映画『リンカーン』がありました。南北戦争の頃で、黒人のどれ制度を廃止しようと奮闘する姿を書いた映画なんですけれども、その映画の中でリンカーンは、なぜそれを廃止しないといけないのかと尋ねられてこう答えています。「私たちの心の中には羅針盤がある、羅針盤は正義の方向に動く」と、私はそのとおりだと思います。
- ・社会問題が起きて・・・福祉オンブズ活動もそうですけれども、これはおかしいのではないかとみんなを感じるからこそ、何かしようと社会的な論議を巻き起こす。
- ・私は法律家の仕事は絵描きとか音楽家の活動に似ているなと思います。白いキャンバスの上に絵を書くのは、まさに正解がないこと。そこには正解はないけれども、何かがある。
- ・モナリザはなぜ名画かという説明は非常に難しい。ヴァレリーというフランスの哲学者が、モナリザがなぜ名画かを説明しようとして一冊の本を書きました。ですが、読んだけどよくわからない(笑)。
- ・大事なものは目に見えないモノ、私たちの心の中の羅針盤が感じているモノを法律、憲法に意味として与えることではないか。
- ・最後ですけれども、私が一番伝えたいこととしてアメリカのある連邦最高裁判事のスピーチを紹介します。

サーグッド・マーシャル「憲法—生きている文書」『アメリカの黒人演説集（岩波文庫）』（岩波書店，2008年）335頁

サーグッド・マーシャル（1908—1993）は，1908年にメリーランド州ボルチモアで生まれた。祖父は奴隷だった。弁護士となり，全米有色人種向上協会（NACCP）の法律担当弁護士として頭角を表す。その後20年間，連邦最高裁で弁論した裁判32件のうち29件で勝訴。その中には，有名な「ブラウン対教育委員会裁判」（1954年連邦最高裁判決）がある。1967年に米国の法律専門家で初のアフリカ系アメリカ人の連邦最高裁判所判事に任命される。以下の演説は，憲法制定200周年記念の年である1987年にハワイ州マウイで開催されたセミナーでのものである。

記念行事はたいがいそうですが，1987年の計画には特別の催しがあり，憲法制定によって生まれたさまざまな功績を称えることになっています。愛国心が必ずや高まり，今では古くなり黄ばんだ文書に反映されている，草案者の知恵，予見，正義感を誇らかに讃美するでしょう。それは残念なことです。

私は記念行事でのこのような招待を受けることはできません。なぜなら1787年にフィアデルフィアで開催された憲法制定会議で，憲法の意味が永遠に固定され決定されたとは考えないからです。また草案者たちが示した知恵，予見，正義感が，特に深遠であったとも考えないからです。

憲法が常に変容する性質を備えていることを理解するには，序文の最初の三語を見るだけで十分です。「We, the people（われわれ人民は）」。1787年に，建国の父祖がこの言葉を使用したとき，かれらはアメリカに住む市民の大多数を除外していました。父祖たちの「われわれ人民は」という言葉は「自由民の全体」を意味していました。たとえば投票権というきわめて基本的な権利について，ニグロの奴隷たちは除外されていました。

「われわれ人民は」という文言のもともとの意図は，いかなる解釈をしようと間違えないようないほど明らかでした。1857年，ドレッド・スコット裁判で，最高裁のティニー主席裁判官は，奴隷が「主権国家の構成員」で，「われわれ人民」に含まれるかどうか，憲法起草者の目にはどのように映っていたかという点について，判決文で次のように述べています。

われわれは，奴隷が人民ではなかった，奴隷は含まれていなかった，含まれる予定もなかったと考える・・・1世紀以上前，かれらは白人と同じ存在とは見なされていなかった・・・劣等であり，かれらは白人が敬意を表すべき権利など持っていなかった。ニグロは正当に合法的に，自己利益のために奴隷の立場にいる・・・したがってアフリカの子孫であるニグロは・・・，財産の一つと見なされている。財産として所有し，売買される・・・今日，世間を支配するこの見解の正しさを疑うものはいないと思われる。

このように憲法制定会議から70年近く経って，最高裁はアフリカのニグロの権利に関して，起草者の基本的意見を再確認しました。奴隷制度を廃止する憲法修正第13が批准されるには，血なまぐ

さい南北戦争を経ねばなりませんでしたが。後世のアメリカ人に、奴隷制度が及ぼす影響を消すことはできませんでしたが。

アメリカの歴史を通して、二グロの状況決定に法的原理が果たした役割には、驚愕します。黒人は法律によって奴隷にされ、法律によって解放され、法律によって選挙権が剥奪され差別されたのです。そして最終的に法律によって平等を勝ち取り始めました。その間、新しい憲法原理が生まれ、変化する社会の挑戦に対応してきました。その進歩は目覚ましく、これからも進歩し続けるでしょう。

1787年にフィアデルフィアに集合した人々は、これらの変化を予測してはいませんでした。かれらが起草した文書が、将来、アフリカの奴隷の子孫が任命される最高裁によって解釈されるようになるとは、かれらは想像すらできず、またそのような状況を受け入れなかったでしょう。「われわれ人民」は、もはや奴隷にされることはありません。でもそうなったのは憲法の起草者のおかげではありません。「自由」、「正義」、「平等」の時代遅れの定義を黙認することを拒否し、改善しようと奮闘した人々のおかげです。

それゆえ、二世紀前にフィアデルフィアで起きた出来事に焦点を当てるとき、その後の重要な出来事を見逃して、広い射程での判断力を失わないように、私たちは注意深くならなければなりません。さもないと、多くのアメリカ人にとって200周年記念は、国立古文書館の保管室に納められた憲法原本へ、盲目的に巡礼する程度のことになってしまいます。そうではなく私たちが憲法に内在する欠点と、200年の歴史で希望に溢れた展開をしてきたことを鋭敏に理解しようと努力するなら、私の意見では、「フィアデルフィアの奇跡」のお祝いは、はるかに意味のある謙虚な出来事になります。真の奇跡は憲法の誕生ではなく、憲法の軌跡、私たちが作り上げてきた激動の200年によって育まれた軌跡であり、当初にはなかった幸運をはるかに多く含んだ憲法の軌跡なのです。

私は、権利の章典やその他、個人の自由と人権を守る修正条項を含めた、生きている文書としての憲法の200周年を祝うつもりです。

・紙の上に書かれた活字である憲法そのものが賞賛に値するわけではない。活字に過ぎない憲法に、よりよい意味を与える活動の軌跡こそが賞賛に値する、そのような意味を込めて、生きているドキュメントとしての200周年をお祝いしたいと思います、と言ってます。

・福祉オンブズおかやまの活動もそうですけれども、国民の一人ひとりがですね、憲法を支えて、憲法に意味を与えることを願ってやみません。

(拍手)

今回の人権・福祉講座は、理事長から憲法を私たちが取り扱う意義についてお話いただきました。いま、憲法について、国民一人ひとりが問われている重大な時期にあると思います。戦争を遠ざけたいと考えることは、誰しものが一致することだとは思いますが。福祉サービスの利用者は、そうなること真っ先に人権を蹂躪される存在になりかねません。憲法への責任を一人ひとりが自覚し、平和であり福祉があり続ける社会にしていきたいと考えております。

## 特定非営利活動（NPO）法人 福祉オンブズおかやま

### 第2回定時総会のご案内

特定非営利活動（NPO）法人としての第2回定時総会を下記の日程にて行われます。会員のみなさまには、ご多忙中恐れ入りますがご出席賜りたいと考えております。

NPO法人福祉オンブズおかやまは、法人化から2年目に入ります。市民団体時から継続してきた実績を踏まえ、さらに発展したいと考えております。これまで同様のご支援をいただけますよう、法人役員一同心より願っております。

なお、定款に従い、一定数の参加者が総会に要求されます。不参加の場合には、お手数ですが委任状による意思表示をお願いしたいと考えております。

#### 記

日時：2015年5月23日（土）10時00分～11時00分

場所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター研修室

※なお、総会終了後（11時10分～12時40分）、記念講演を開催いたします。総会終了後も、引き続きご参加いただきたいと思います。なお、講演会参加希望の会員のみなさまには、総会前に講演会参加費をいただきますことご了解くださいますよう、お願い申し上げます。

#### 議題：

1. 2014年度 活動報告案
2. 2014年度 決算案
3. 2015年度活動方針案
4. NPO法人福祉オンブズおかやま 相談員 倫理綱領案
5. 2015年度 予算案

### 電話相談・受付中！

福祉サービスや病院を利用して、傷ついたり、嫌な思いをしたことはないですか？

NPO法人福祉オンブズおかやまでは、利用者、患者、家族や働く人の人権相談を受付けています。秘密は厳守いたします。お電話お待ちしております。メールでも受付けています。

毎週日曜日 10時から15時まで。

相談ダイヤル：080-2885-4322

### 会員募集中！

年会費：3,000円  
（入会金不要）

私たちと一緒に岡山県の福祉・医療サービスの持つ人権問題を考えてみませんか？

会員には、NPO法人福祉オンブズおかやまの情報をいち早く発信いたします。

## 「世界一幸せな国」における人間の幸せを考える

理事をしております坂本と申します。私のような者が、この場をお借りしてリレートークを書かせていただく事自体おこがましいのですが、少々おつきあい下さい。

「福祉オンブズおかやま」は、市民 (citizen) の幸せを実現するための権利擁護を実現することだと私自身考えております。そこで、「人間の幸せ」とは何か、「世界一幸福な国」デンマーク（先日の国連の発表では、3位になったそうですが）へ仕事で行ったときのことをここに記したいと思います。

デンマークへは、学生のデンマーク福祉研修の引率で訪問しました。研修内容は、主にデンマークの医療・福祉・教育の代表的施設（知的障害者作業所、家庭医、国民学校、病院、知的障害者グループホーム、幼稚園、高齢者センター）の見学を中心に行われました。また、今回の研修では、初めての試みとして、教会を見学し、世界一幸福と言われているデンマークの医療・福祉・教育の素地である文化や伝統、歴史や価値観にも触れることができました。現地を見学していると、日本の福祉施設と比較して、設備やものの面では同じ、もしくは日本の方が優れていると感じました。でも、なぜ、「世界一幸福な国」と呼ばれているのでしょうか。

デンマークをはじめとする海外では、学生自ら積極的に参加し質問や意見を活発に交わしながら学んでいく形態をとっています。参加当初その形態に戸惑っていましたが、このままではいけないと感じ、研修の後半では自ら積極的に参加し、質問も頻繁に出るようになりました。また、海外研修だからこそ可能な多国籍の人々と交流することができ、私自身の視野や価値観を広げることができたのではないかと感じています。

参加者らは、口々にデンマークで生活してみたいと言っていました。デンマークのホテル生活は、その滞在先が田舎のためインターネットはつながりにくく、テレビも2チャンネルで、しかもドイツ語とデンマーク語が流れ何を言っているか分からないというなかで研修生活を送ってきました。それにもかかわらず、デンマークで生活したいという感覚の裏には、必ずしも人間の幸せがモノの豊かさや便利さではないと言うことを、参加者1人1人が感じる事ができたことがあるのではないかと思います。

私自身も今回の経験を生かし、「人間の幸せ」とは何かについて、改めて考えていきたいと感じました。

(文責：坂本 圭)

NPO 法人 福祉オンブズおかやまへの連絡先は以下の通りです。

住所：〒700-0022 岡山市北区岩田町 5-8 木に白いビル 2F

TEL：事務所 086-227-3459 相談ダイヤル 080-2885-4322

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

ホームページ <http://f-onbuzu.com/> とフェイスブックでも情報発信中！

## 『無戸籍問題の現在と解決 — DV と法律が生んだ家族の苦悩』

第2回定時総会の記念講演に、「福祉オンブズおかやま」の理事長である作花知志さんたちによる無戸籍問題をテーマに取り上げます。当たり前のようにある戸籍を持つことができないことで、さまざまな社会的制約を受けることになっている人たちがいます。その原因として考えられるのは、女性や子どもに対する人権侵害が考えられます。私たちの社会が、いかにDV被害者に対して配慮がされていないかを訴えることで、誰にとっても優しい社会を作りたいと私たちは考えております。

普段、あまりにも馴染みすぎてその影響を意識することのない戸籍に関する問題を、この機会と一緒に考えてみませんか？今回は、その当事者やこの問題を追跡しているフリージャーナリストも含め、多面的な講演を企画しています。ぜひ、ご参加ください。

### ◆講師：ながきのりこさん

親子が二世代にわたり無戸籍となった問題について「戸籍記載なく33年 世代をまたぐ人権侵害」というテーマから講演を行う予定。「民法と戸籍を考える女たちの連絡会（みこれん）」の代表を務める。

### ◆講師：秋山千佳（あきやまちか）さん

早稲田大学政治経済学部卒業後、朝日新聞社に入社。

記者として大津、広島の両総局を経て、大阪社会部、東京社会部で事件や教育などを担当。

2013年に退社し、フリーライターに転身。

2015年5月に初の著書『戸籍のない日本人』（双葉新書）を出版した。

### ◆講師：作花知志（さっかともし）さん 特定非営利活動法人福祉オンブズおかやま理事長・弁護士

無戸籍問題の解決を目指した300日規定訴訟や、2015年2月に最高裁判所が大法廷への回付を決定した女性の再婚禁止期間違憲訴訟、さらには現在福岡地裁に係属している公立女子大訴訟などの憲法訴訟を担当している。

**日 時：2015年5月23日（土）11時10分～12時40分**

※第2回「特定非営利活動法人 福祉オンブズおかやま」定時総会終了後

**場 所：きらめきプラザ2階 ゆうあいセンター研修室**

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 TEL：086-231-0532

参加対象：当法人会員・女性や子ども等の人権に関心のある一般の方々

参加費（資料代）：500円（会員） 1000円（非会員）

申込方法：事前に当法人のFAXかメールにてご連絡ください。

FAX：086-227-3459 E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

FAX・メールで送られる際、必要事項（①氏名・②住所・③電話番号・④Eメールアドレス（ある場合）・

⑤当法人の会員か非会員か）を記入ください。

※電話の場合は、毎週日曜日10時～15時までお電話ください。TEL：080-2885-4322（相談ダイヤル兼）

※当日、身体障害等の理由で介助が必要な場合には、事前にお知らせください。

※申込締切：定員になり次第締め切りとさせていただきます。

※記念講演は、定時総会の後になります。非会員の参加者のみなさまには、総会終了まで入場をお待ちいただくこととなりますことをご容赦ください。

問い合わせ先： 特定非営利活動法人 福祉オンブズおかやま 〒700-0022 岡山市北区岩田町5-8 木に白いビル2F